

第 46 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求めらる。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 39 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年11月13日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相 手 方 の 車 両 等	損 害 賠 償 の 額	和 解 事 項
令和4年10月24日 鹿児島県鹿児島郡十島村大字諏訪之瀬島付近海上を航行中のフェリー船内	福岡県 (車両所有者) 中型乗用車	6, 124, 030円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。